

第3次伊賀市地域福祉計画策定方針（案）

1 第3次伊賀市地域福祉計画策定の背景

全国的に、団塊の世代が75歳以上となる2025年(平成37年)をめどに、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるしくみである「地域包括ケアシステム」の構築が求められています。

そのような中、誰もが住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう、すべての人が主体者となったまちづくりをすすめるための、市民、地域、事業者、社会福祉協議会、行政などの役割をまとめたものが地域福祉計画であり、第3次伊賀市地域福祉計画は、福祉に関わる関係計画の横断的・包括的な計画として、また地域包括ケアシステムの構築に向けた施策計画として位置づけます。

なお、地域福祉計画は、地域福祉活動を推進・支援する社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画との関係が深いことから、行政の施策計画分野と社会福祉協議会の活動計画分野を整理し、分かりやすく明記した福祉の総合的な計画として一体的に策定します。

2 策定方針、策定方法

第3次伊賀市地域福祉計画の策定にあたっては、第2次伊賀市地域福祉計画の進行管理や新たな地域福祉推進体制（別紙1参照）により、個別支援、地域支援の両面から見える当市の地域課題を整理するとともに、伊賀市がめざす地域包括ケアシステムの構築に向け新たに必要な施策などを分かりやすくまとめた生活者視点の計画づくりに努めます。

あわせて、伊賀市自治基本条例に基づくパブリックコメントや、計画骨子の検討段階でのタウンミーティングなどを実施し、市民の皆さんとともに作る計画づくりに取り組みます。

3 計画期間

第3次伊賀市地域福祉計画は、2016(平成28)年度～2020(平成32)年度の5カ年計画とします。

4 策定スケジュール

第3次伊賀市地域福祉計画は、2015(平成27)年度中に策定するものとし、別紙2(第3次伊賀市地域福祉計画策定スケジュール(案))に基づきすすめます。

5 策定体制 (別紙3参照)

(1)審議機関

地域団体等の代表者、保健、医療、福祉関係の代表者、公募委員、有識者等で構成する「伊賀市地域福祉計画推進委員会」に市長が諮問し、答申を受けることとします。

(2)市民参加

市民の皆さんからの幅広い意見や提案を反映させるため、パブリックコメントの実施やタウンミーティング等による市民との意見交換の場を設けます。

(3)庁内体制

市関係課で構成する「伊賀市地域福祉計画推進本部」により、全庁的な体制で第3次地域福祉計画の策定に必要な資料を作成し、伊賀市地域福祉計画推進委員会に提出します。

また、庁内の専門職等による検討が必要な場合は、伊賀市地域福祉計画推進本部にプロジェクトチームを設けることとします。

なお、伊賀市地域福祉計画推進委員会から答申された内容は、市の総合政策会議に諮り、第3次伊賀市地域福祉計画案とします。